

福島県水産資源研究所競争的資金等不正使用防止計画

福島県水産資源研究所

令和2年10月14日

福島県水産資源研究所では、競争的資金等の適正な運営及び管理を行うため、福島県水産資源研究所における研究活動及び公的研究費の不正行為の防止及び対応に関する規程第19条に基づき、競争的資金等不正使用防止計画を以下のとおり策定する。

不正使用防止計画

不正発生の要因	防止計画
責任者の役割や所在・範囲に曖昧なところがあることで、責任意識が低下する。	所内会議等において、随時、各責任者に対し責任体系の啓発を促し、意識の向上を図る。また、各責任者の異動にあつては、引継等を明確に行い、責任意識の低下を防止する。
競争的資金等の事務処理手続きに関するルールが理解されていない。	事務処理手続きに関するルールを盛り込んだ資料を配布し周知することにより、適正運用の徹底を図る。 また、研修会を開催し、関係者の出席を義務付け、周知徹底する。
競争的資金等の使用及び事務手続きに関するルールに曖昧なところがあることで、不適切な使用が行われる。	事務処理手続きに関するルールを盛り込んだ資料を配布し周知することにより、適正運用の徹底を図る。 また、研修会を開催し、関係者の出席を義務付け、周知徹底する。
コンプライアンスに対する意識が希薄である。	行動規範の周知徹底を図り、コンプライアンス意識の向上を促す。研修を行い、参加を義務付ける。 不正使用を行わない旨の誓約書を提出させる。 不正使用を行った場合は、氏名を公表することを基本とし、厳しい処分を行う。
年度末に予算執行が集中する等の事態が発生する。	研究計画に基づき、定期的に予算執行状況の確認を行う。 必要に応じ、研究者に対してヒアリング・指導を行う。
競争的資金等の執行に際して、各部から寄せられる相談事項や問題点が所内で共有さ	「相談窓口」（種苗研究部内）を周知するとともに、相談内容の所内の共有を推進する。

れていない。	
--------	--